

<届出書の記載に係る留意点>

都市再生法第88条関係 (居住誘導区域関係)	開発行為届出書	様式第10	「6 その他必要な事項」:開発区域の土地の地目、整備する住宅の戸数(区画数)、設計事務所の住所、名称、担当者名、連絡先を記載。届出者と当該届出に係る担当者が異なる場合は当該届出に係る担当者名、連絡先を記載
	住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書	様式第11	「6 その他必要な事項」:行為の着手予定年月日、行為の完了予定年月日、住宅等の戸数、設計事務所の住所、名称、担当者名、連絡先を記載。届出者と当該届出に係る担当者が異なる場合は当該届出に係る担当者名、連絡先を記載
	行為の変更届出書	様式第12	*変更により軽易な行為その他の行為(都市再生法第88条第1項各号)となる場合は届出不要(都市再生法施行規則第37条)